

第8回熊本・上益城地域医療構想調整会議

次 第

日 時：令和元年（2019年）12月10日（火）
19：00～（2時間程度）

場 所：熊本県庁行政棟本館地下大会議室

開 会

議 事

- 1 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請について 【資料1】
- 2 開設者の変更を行う医療機関の協議について 【資料2】
- 3 外来医療計画について 【資料3】

報 告

- 4 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料4】

閉 会

第8回熊本・上益城地域医療構想調整会議・出席者名簿

熊本地区

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	跡部 尚子	熊本県老人福祉施設協議会会長 (特別養護老人ホーム くわのみ荘 施設長)		
2	大隈 隆之	一般社団法人下益城郡医師会 理事 診療所代表<城南地区>(大隈整形外科医院 理事長)		
3	金澤 知徳	病院代表(青磁野リハビリテーション病院 理事長)		
4	河添 真理子	熊本県看護協会 理事		
5	清田 武俊	在宅医療を担う医療機関代表(春日クリニック 理事長)		
6	斉藤 和則	熊本県保険者協議会代表 (全国健康保険協会熊本支部 支部長)		
7	末藤 榮一	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (介護老人保健施設 湧心苑 理事長)		
8	園田 寛	一般社団法人熊本市医師会 会長		
9	高田 明	熊本市立熊本市民病院 院長		
10	高橋 毅	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター 院長		
11	高松 尚史	一般社団法人熊本市歯科医師会 専務理事		
12	田嶋 哲	診療所代表<熊本地区>(田嶋外科内科医院 理事長)		
13	田中 英一	一般社団法人熊本市医師会 副会長(地域医療構想担当)		
14	寺岡 和廣	公益社団法人熊本県精神科協会代表(あおば病院 副院長)		
15	中尾 浩一	済生会熊本病院 院長		
16	馬場 秀夫	熊本大学病院 病院長特別補佐		
17	濱田 泰之	熊本中央病院 院長		
18	林 茂	一般社団法人下益城郡医師会 副会長 病院代表(にしくまもと病院 名誉院長)		
19	平田 稔彦	熊本赤十字病院 院長		
20	星子 和徳	熊本市 健康福祉局総括審議員		
21	丸目 新一	公益社団法人熊本県薬剤師会熊本市支部 支部長		
22	宮崎 隆一	一般社団法人鹿本医師会 副会長 診療所代表<鹿本地区>(宮崎眼科医院 理事長)		
23	山田 一隆	急性期機能を担う医療機関代表(高野病院 理事長)		
24	米満 弘一郎	回復期機能を担う医療機関代表(熊本機能病院 理事長)		
25	渡邊 賀子	慢性期機能を担う医療機関代表(帯山中央病院 理事長)	代理	代理 渡瀬 幸男 帯山中央病院 法人本部長

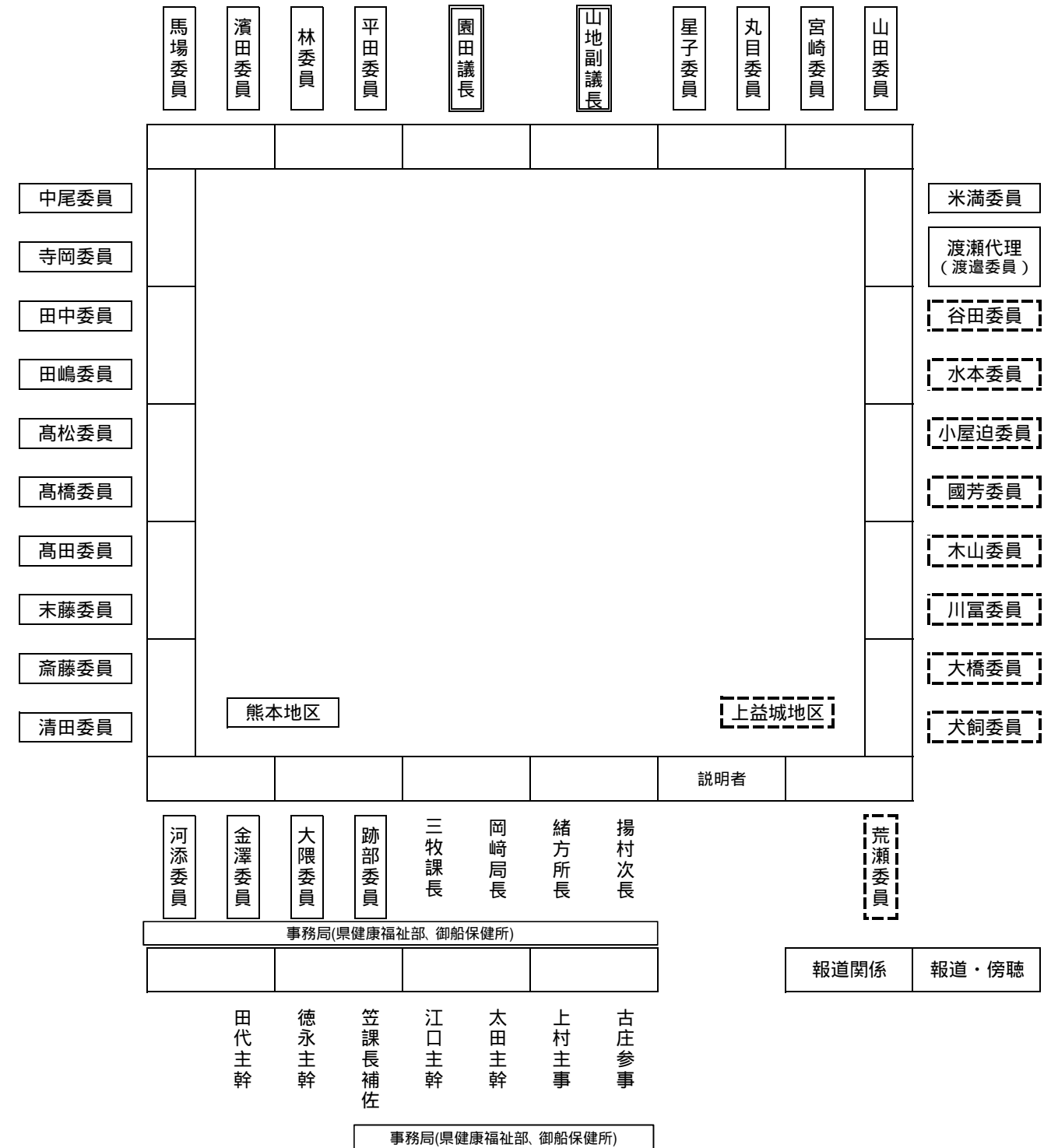
第 8 回熊本・上益城地域医療構想調整会議・出席者名簿

上益城地区

(五十音順・敬称略)

No.	氏 名	所属・役職	出欠	備 考
1	荒瀬 一巳	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (介護老人保健施設 ナーシングケア緑風苑 理事長)		
2	犬飼 邦明	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (益城病院 理事長)		
3	井上 晃裕	熊本県老人福祉施設協議会 副会長 (特別養護老人ホーム 矢部大矢荘 施設長)	欠席	
4	大橋 浩太郎	一般社団法人上益城郡医師会 副会長 回復期機能を担う医療機関代表 (リハビリテーションセンター熊本回生会病院 院長)		
5	川富 正治	一般社団法人上益城郡医師会 理事 病院代表 (さくら病院 理事長)		
6	木山 誠	公益社団法人熊本県薬剤師会上益城支部 副支部長		
7	國芳 秀晴	上益城郡歯科医師会代表		
8	小屋迫 誠	診療所代表 (小屋迫医院 理事長)		
9	西村 博則	益城町 町長	欠席	
10	水本 誠一	山都町包括医療センターそよう病院 院長		
11	谷田 理一郎	一般社団法人上益城郡医師会 副会長 在宅医療を担う医療機関代表 (谷田病院 理事長)		
12	山地 陽一	一般社団法人上益城郡医師会 会長		

第8回熊本・上益城地域医療構想調整会議 配席図



入口

熊本・上益城地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、熊本・上益城構想区域(以下「構想区域」という。)に熊本・上益城地域医療構想調整会議(以下「熊本・上益城地域調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 熊本・上益城地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 熊本・上益城地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 熊本・上益城地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、熊本・上益城地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 熊本・上益城地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 熊本・上益城地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、熊本・上益城地域調整会議における意見をま

とめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 熊本・上益城地域調整会議の庶務は、熊本県御船保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、熊本・上益城地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。